

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和8年6月29日（令和8年（行情）諮問第898号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第698号）

事件名：特定議員連盟定時総会の配布資料等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年12月24日付け厚生労働省発健生1224第2号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

法5条6号柱書きに該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和7年11月27日付けで、厚生労働大臣（処分庁）に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書に係る開示請求をした。

（2）これに対して、処分庁は、同年12月24日付け厚生労働省発健生1224第2号により、別紙の2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、不開示決定をしたところ、審査請求人は、これを不服として本件審査請求をした。

2 諮問庁としての考え方

原処分を維持することが妥当である。

3 理由

原処分で不開示とした情報は、厚生労働省が行う事務又は事業に関する情報であるところ、仮にこれを公にすることがあれば、非公開の会議において特定政党が行った政策の検討事項を無断で明らかにすることになると

ともに、特定政党の内部検討事項及びその構成員の同検討事項に関する発言・意見についての不正確な情報を流布せしめる結果となる可能性も認められ、特定政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、それによって、特定政党と厚生労働省との間の信頼関係が損なわれ、厚生労働省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号柱書きに該当することから不開示とした。

4 結論

よって、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和8年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月13日 審議
- ④ 同年10月6日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、令和7年特定月日に開催された特定政党特定議員連盟の特定回定時総会（以下、単に「定時総会」という。）における案内状及び配布資料である。

(2) 当審査会事務局職員をして特定政党のウェブサイト等を確認させたところ、本件の定時総会に関する情報の掲載は見当たらず、例えば、「公開シンポジウム」などの名目での告知や議事録の公開などの措置を講じていた様子はいかがわれない。

また、案内状の記載には、報道関係者や一般の傍聴を許していることがうかがえる記載は認められない。

したがって、不開示部分（下記（3）の部分を除く。）を公にすることによって、非公開の会議において特定政党が行った政策の検討事項を無断で明らかにすることになるとともに、特定政党の内部検討事項についての不正確な情報を流布せしめる結果となる可能性も認められ、特定政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、そ

れによって、特定政党と厚生労働省との間の信頼関係が損なわれ、厚生労働省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、当該部分は法5条6号柱書きに該当する旨の諮問庁の上記第3の3の説明は、否定することはできない。

- (3) 他方、上記(2)のとおり、特定政党として、本件の定時総会を公開のものとして取り扱った様子はいかがわれないが、(i) 当時、特定議員連盟を取りまとめる立場にあった議員が、SNSにおいて、定時総会の外形的な情報(日時、場所、議題等)を明らかにしていたこと(このことは現時点でも同様である。)、(ii) 当該SNSの内容から推認できる情報であること、(iii) 案内先に対する一般的な依頼にすぎないこと、又は(iv) 本件の定時総会とは別に、特定政党のウェブサイトにおいて公表されている一般的な情報であることが認められるので、案内状のうち、別紙の3に掲げる部分については、法5条6号柱書きに該当するとは認められず、開示すべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同号柱書きに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 開示請求書の記載内容

令和7年特定月日に開催された特定政党特定議員連盟特定回定時総会に係る文書の全て

2 特定した本件対象文書

特定政党特定議員連盟特定回定時総会における案内状及び配布資料

3 開示すべき部分（案内状のうち、以下の部分）

2行目9文字目ないし13文字目、20文字目及び21文字目、3行目1文字目ないし5文字目、4行目ないし11行目、13行目、14行目、16行目22文字目ないし27文字目及び34文字目ないし文末、17行目1文字目、2文字目及び5文字目ないし文末、21行目1文字目ないし5文字目並びに23行目

【※】空白は、文字数の計算に含めていない。